

平成 21 年度の国立市の行政経営の方針

平成 20 年 10 月 16 日 市長決定

はじめに （方針の位置づけ）

本方針は、平成 21 年度予算編成及び平成 21～23 年度実施計画策定の際に踏まえるべき行政経営と施策の方向について、平成 20 年度に実施中の行政評価（施策優先度評価会議）での議論をもとに「平成 20 年度の国立市の行政経営の指針について」を踏まえて作成したものである。

現段階での行政評価の仕組みは、取組みを開始して 3 年目にあたり、体系的な流れを構築しつつあるが、成果指標の目標値の設定等を含め精度を高めていくなど、なお課題が上げられるところである。

このような中でも、現実の行政を取り巻く環境に的確に対応していくためには、本方針において、国立市として他の施策に先んじて取組むべき重点施策の選定等の施策の優先順位付けをして、施策ごとに目指すべき成果水準の仕分けをするとともに、限りある財源を最大限に活用するためのコスト配分の方針を示し、あわせて各施策における改革改善の方向性を踏まえた取組みを行っていく必要がある。

したがって各施策分野の担当部課においては、施策の成果の向上とより効果的・効率的な行政経営実現のため、本方針を踏まえて予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに事業を展開していくこととする。

1. 国立市の財政状況

わが国の経済動向は、企業収益を中心とする長期にわたる景気の回復基調から転じて、後退局面に入ったとされている。また原材料やエネルギー価格の上昇は企業収益への影響のみならず、消費者物価の上昇を招き市民生活にも大きな影響を及ぼしている。こうした中、国立市の平成 19 年度決算においては市税の伸びがあったものの、所得譲与税の廃止や地方特例交付金の大幅減などにより経常収支比率は 2.1 ポイント悪化し、赤字地方債を分母の歳入にカウントしない場合の指数は、再び 100 を超えた。また、3.6 億円の財政調整基金を取崩し、6.5 億円の赤字地方債を発行したことを考慮すると、過去からのさまざまな行革努力による改善があったものの、真の意味での収支均衡にはいまだ遠い状況にある。

また、今後の中期の収支見通しにおいても、税源移譲の拡大など根本的な制度改正は必要不可欠であるが、国立市としても相当の努力なくしては財政状況の好転が望めない状態にある。

2. 方針策定の目的

前述のとおり、現在の国立市の財政状況では、どの施策にも十分な財源配分を行い、現行の全ての事業を今後もまんべんなく展開していくことは不可能である。国の制度改革などによるところがあるとはいえ、赤字地方債の借入れ規模の縮小や社会的ニーズにあった事業への転換などを図り、将来を担う世代の人々が安心して住み続けられるまちづくりを行うためにも、行政評価システムを活用して、国立市の施策の相対的な評価により優先度をつけていく必要がある。さらに、その評価を踏まえて、施策の厳しい選択と改革・改善を推進し、施策ごとの財源配分の優先度を明確にし、限られた一般財源を有効かつ適正に配分する必要がある。

こうした観点から、本方針は、国立市の厳しい財政状況を踏まえた中で、行政経営のあり方を明らかにし、平成 21 年度の施策の方向性を示すものである。

3. 行政評価システムを活用した行政経営

現在全庁をあげて取組み中の行政評価システム構築により、国立市は市民が誇ることが出来る健全なまちづくりと市民に信頼される市役所を目指している（「国立市の行政評価取組み計画」（平成 19 年 3 月策定））。予算編成にあたり、全職員が次に掲げる行政評価の目標実現を念頭に置くものとする。

- (1) 目的に沿った議論により重要施策に財を投入する効果的・効率的な事業実施と予算編成を実現する。
- (2) わかりやすく透明性の高い行政運営を実現する。
- (3) 職員一人ひとりの意識と行動様式を変革する。

4. 国立市の行政経営の目標と取組みの方向

国立市の経営における最終目標は、市財政の弾力性を確保し、市が本来なすべきことを行い、国立市の基本構想のまちづくりを実現することが出来るようになることである。このことを実現するための財政上の平成 21 年度及び今後の当面の目標を、赤字地方債に頼らない収支の均衡と定めることとする。

前述の厳しい財政環境の中、上記の最終目標を達成するには、国と地方のあり方を含めた根本的な制度改革も必要であるが、国立市は地方自治体としてまず収支均衡を目指し自ら最大限の努力をする義務がある。

したがって、国立市職員は工夫・努力・見直しが必要との認識に立ち、市の行財政運営の仕組みの変革と、行政評価の活用による施策目的を見据えた事務事業の重点化・改廃と再編による限られた資源の有効活用を行っていく必要がある。

このため、国立市新行財政健全化プランと今後の行政評価の結果を踏まえ、行政コストは全体として圧縮していくとともに、歳入増を目指すこととする。

5. 平成 21 年度の施策の方向性

平成 21 年度の施策の方向性については、第四期基本構想・第 1 次基本計画の施策目標を踏まえることを前提としつつ、前述の「国立市の行政経営の目標と取組みの方向」を踏まえ、**成果の向上と維持、及びコストの増加、維持及び抑制**の視点から以下の 5 つの区分に分類し、**総コストを増加させ成果の向上を目指す施策**を重点施策に位置づける。

(1) 総コストを増加させ成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があるべき水準に達していないと考えられ、成果を向上させるため、コストを増加してでも取組むべき最優先の分野の施策。

(2) 総コストを維持して成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していないと考えられるため、コストを維持しつつも、他の施策に先んじて成果の向上を目指す分野の施策。

(3) 総コストを維持して成果を維持する施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が一定の水準に達していると考えられるため、コストを維持しつつ、成果も維持する分野の施策。

(4) 総コストを削減し成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していないと考えられるため、他の施策に先んじて成果の向上を目指す施策であるが、施策内の事務事業を再編・整理・見直しすることによりコストの削減も図る分野の施策。

(5) 総コストを削減し成果の維持を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が一定の水準に達していると考えられるため、成果を維持する施策であるが、施策内の事務事業を再編・整理・見直しすることによりコストの削減を図る分野の施策。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、重点施策のコストの増加分については原則として他の施策でコストを削減し、全体的な財政フレームを調整していくものである。よって、平成 21 年度の予算編成は、施策別枠配分予算に移行し、施策の重点化を図り、事業の優先順位付けをより明確化した行政経営を目指していく。

6. 各施策の改革・改善の方向

(1) 総コストを増加させ成果の向上を目指す施策

○みんなで支えあう地域福祉社会の実現

地域で支えあう仕組みづくりの推進や鉄道駅のバリアフリーの推進などに努めることで、だれもが地域で安心して暮らせるまちを目指していく。また、「第三次地域保健福祉計画」の着実な推進を図るため、地域保健福祉計画推進協議会などで第三者評価を行っていく。

○防災対策の推進と危機管理体制の構築

平成20年度に策定予定である「総合防災計画」の着実な推進を図り、より実践的なものにしていく。また、小中学校の耐震化については、優先的に取り組むものとするとともに、平成20年3月に策定した「国立市耐震改修促進計画」に基づき、国立市内の住宅及び建築物の耐震化についても促進を図り、災害に強い安全で安心なまちを目指す。

なお、危機管理の一環として新型インフルエンザ対策を推進する。

○都市基盤の整備

国立市では、早くから都市基盤の整備に取り組んできたが、土地利用、道路、景観など各種の課題を抱えており、これからのまちづくりをどうしていくのかの大きな転換点にある。

特に、国立駅周辺のまちづくりは、国立市にとってかつて経験したことがない課題であり、住民・地権者との合意形成を図った整備計画が急務である。また、南部地域の整備については、土地利用の考え方や、豊かなみどりと土、水、風を活かした形での地域ビジョンを明確にしていく必要がある。

(2) 総コストを維持して成果の向上を目指す施策

○子育て・子育てのしやすい環境づくりの推進

「子ども総合計画」の実現に向け取り組みを進める。また、放課後子どもプランのさらなる充実や幼保一元化への対応の検討など多様な子育て環境の整備に努めるとともに、子どもや親の交流機会の促進を図るなど、地域で安心して子育てが出来るよう取り組んでいくものとする。

○文化・芸術活動の充実

市内の芸術家や文化・芸術活動をしている団体の活動のネットワークを整備するなど地域に根ざした市民の文化・芸術の創造と活動を支え、より多くの市民に文化・芸術

に触れる機会と場の提供を推進し、文化・芸術に親しみやすいまちを目指す。

○消費生活の安全確保と充実

多重債務者問題は、窓口での事実の発見・確認から相談対応・滞納処理など内外の関係各部門の連携が必要となる。庁内の横断的な連絡体制の確立と早期の法的対応のための相談事業の充実を図り、市民が安心して消費生活が送れるまちを目指す。

○健康づくりの推進

「元氣なくにたち健康づくり計画」の着実な推進を図り、生活習慣病予防や介護予防への取組みを進める。また、医療制度改革により各保険者の役割が明確化した中で、市のすべき事業の優先順位付けを行い、施策内の事業を再構築し、成果の向上を図る。

○平和と人権の尊重

引き続き「人間を大切にするまちづくり」を目指し、人権が最大限に擁護され、差別や偏見のない、自由で平和な社会の実現に努力することを基本とする。

上記の考え方にに基づき、憲法に関して理解を深めることや平和教育の実践を支援することなどにより、市民一人ひとりの人権意識を高めていく取組みの充実を図る。

○都市農業の推進

宅地化や区画整理が進む中、農地の面積や農業従事者数は減少傾向にある。そのような状況のもと、有機農業の推進やエコファーマーを増やすことに力点をおいた事業展開をしていくことにより、魅力ある農業を推進していく必要がある。また、農地の減少を抑制するためにも、営農ボランティアの育成も重要な課題である。さらに、地産地消の取組みについても、より一層の推進を図る必要がある。

以上のことを踏まえて、平成 19 年 4 月に策定した第 2 次農業振興計画を着実に推進していくことで、成果の向上を目指していく。

○後世に引き継ぐまちなみ

大学通りを一例とした先人から引き継いだ優れた景観についての市民の愛着は高く、美しいまちなみを守り、後世に引き継ぐことが私たちの責務となっている。

このため、地区計画策定の推進、絶対高さ地区の導入及び景観に関する条例などの仕組みの整備に向けた市民理解と合意形成促進の取組みを行う必要がある。

○情報の公開と個人情報保護

市民参加と積極的な情報公開は、市政全般にわたる共通の基本姿勢として今後も重視していく。また、計画段階から説明責任を果たすため、予算編成過程の情報公開を一層推進する。なお、広報については「情報提供」から「情報交換」への展開

を図り、NPO等との協働の可能性について検討する。

○市民参加・協働の推進

積極的な情報公開のもと、自治基本条例や市民参加条例の検討など市民とともに政策の優先順位を決定する仕組みづくりの検討を進め、市民参加の場面を増やして、幅広い市民が活躍できる市政を目指す。

○効果的・効率的な行政運営の推進/健全な財政運営

平成20年度予算編成においては、歳入に約6億5千万円の赤字地方債（臨時財政対策債）を計上せざるを得なかった状況であり、今後も、中央線の高架化事業、国立駅周辺の整備事業、南部地域の区画整理事業への助成、施設の老朽化に伴う大規模改修と耐震工事など、大きな支出が見込まれる。

また、特別会計に対する基準外の繰出金では、下水道については公債費の高止まりにより受益者負担の見直しが課題であり、国民健康保険においても、制度上の問題もあるが赤字繰出金は莫大な額に上るため、繰出金のあり方についても、総合的に検討していく必要がある。

上記の状況を踏まえ、国立市の今後の方向性としては、「身の丈にあった財政運営」の実現を目指し取組みを進めることが必要である。このことは、政策事業を全て止めて収支の均衡を図るのではなく、収支の均衡を図りつつ必要な施策を着実に推進することができる財務体質にしていくことである。そして、当面の目標を、赤字地方債を借りずに収支均衡を達成することとし、平成21年度財政運営では、赤字地方債の借入れ規模をさらに抑制することとする。

なお、総コストの削減については、事業の優先順位付けによる施策の再構築（ビルドアンドスクラップ）や財源確保の努力による投入一般財源を圧縮していく視点のほか、例えば環境改善・省エネや健康推進の取組みが、結果として歳出の削減につながるといった長期的視点に立ち、検討していく。

具体的な施策展開としては、まず歳入面で、税に対する市民理解を深め、徴収率の向上や広告収入等自主財源の確保に努め、また、受益と負担の見直しを行うとともに、企業誘致等まちの活性化に向けた取組みを行う。

次に、歳出面としては、引き続き行政評価による行政運営の改革に努める。また、構築中の行政評価システムについては、今後の取組みにより、事務事業・施策評価の精度を向上させるとともに、施策優先度評価、事務事業優先度評価を含めた有機的な仕組みづくり、PDCAサイクルの確立に努めることとし、また市民意見を行政評価に反映させる仕組みの検討をする。

さらに、公共施設の保全について計画的に進めるとともに公有財産の有効活用を図る。

次に、制度面の改革として、高利率の地方債の借換えの実現や地方分権推進・税源移譲など地方財政制度改革に向け、機会をとらえてあるべき方向の発信や国・都

への要望をしていく。

(3) 総コストを維持して成果を維持する施策

○義務教育の充実

「子ども総合計画」の実現に向け取組みを進める。また、文教都市にふさわしい学校教育構想の策定に努めるとともに、小中学校の施設改善の推進を図っていく。なお、給食センターについては、施設改善策の検討を進める。

○しょうがいしゃの自立の支援

国立市はしょうがいしゃの使えるホームヘルプ「地域参加型介護サポート事業」など独自の事業を展開しており、引き続き、しょうがいしゃの自立支援を継続して推進する。また、「第三次地域保健福祉計画」の着実な推進を図るため、地域保健福祉計画推進協議会などで第三者評価を行っていく。

○歴史・文化遺産の保存と活用

郷土文化館の活動においては、複数の市民団体が携わり、伝統文化の継承をしていることなど、歴史・文化遺産の保存と活用は一定の成果が上がっている。引き続き、歴史・文化遺産の保存と活用を図ることで文化の香るまちを目指していく。

○外国人との共生

本来は自助・共助を中心に対応する分野であるが、市の役割として、外国人の生活相談についてボランティア団体への支援の強化やNPOとの協働により、相談体制の充実や各窓口の外国人用の申請書等の整備・改善を図る。

○多文化理解の推進

いろいろな国や地域の人と交流を促進し、お互いの文化やしきたりなどを理解しあって、偏見や差別を解消していくために活動する市民を応援する。

○地域コミュニティの振興

地域で活動する団体と連携して、豊かさや生きがいを実感できる元気なコミュニティづくりを支援する。

○生涯学習の推進

多様化・高度化する市民の自主的な学びの要求にこたえる場の提供と機会の拡大を図る。また、学びの場にさまざまな年齢層が参加出来る環境づくりを進めるとともに、地域での仲間づくりと、自治を支えるちからを高める学びの充実を図る。

○男女平等と男女共同参画社会の実現

第4次男女平等推進計画の取組みを推進することで、あらゆる分野で、男女共同参画が確保されることを目指す。

○商工業の振興

街並みや南部地域の自然をはじめとする国立の財産を活かした積極的なまちの魅力を発信し、清化園跡地を活用したまちの活性化などにより、人々が訪れ回遊出来るまちを目指す。また、中小企業振興基本条例で定められている責務を具現化することや企業誘致の取組みなどを行い、商工業の振興を図っていく。

○安全で使いやすい道路の管理

歩行者（特に高齢者やしょうがいしゃ）や自転車利用者が安全・快適に通行が出来るよう環境の整備に努める。

○生活環境の保全

環境負荷に関して意識啓発を推進し、一人ひとりが環境に配慮した取り組みを実践してもらうよう事業展開を図る。また、市の公共施設の省エネ化緑化の推進など、地域から発信する地球温暖化防止の取組みを推進する。

○防犯対策の推進

防犯対策については、一義的には警察が主体となっていく分野であるが、市からの情報提供の充実や防犯協会との連携など市民と行政が一体となって、地域の防犯力の向上に努める。

○水とみどりをはぐくむまち

農地の面積が減少傾向にあり、緑被率向上のためには、国立の特徴である民有地の豊かなみどりの維持と公有地のみどりの拡大を目指すべきである。

上記の目標達成のためには、公共施設の緑化、農地の保全（都市農業の推進）、水路や自然環境の保全の取組みなどを推進するとともに、一定の規模以上の建物を造る際の緑化の義務付けなども検討し、庁内各部門が連携して、国立の水とみどりが持続するためのきめ細かい取組みとPRを行う。

○安全でおいしい水の供給

東京都との受託解消に向け着実な準備を進めるとともに、解消後も安全でおいしい水の安定供給がなされるよう取組みを行う。

○議会運営の支援

市議会の運営が円滑になされるよう努力するとともに、より開かれた議会を実現

するため、情報提供充実の方策を検討する。

(4) 総コストを削減し成果の向上を目指す施策

○公共交通機関の充実

都市計画、道路、福祉、交通など関係各部門が連携し、国立市における総合的な交通行政のあり方を検討する。また、コミュニティバスについては、利用率を高めることにより成果を向上させ、その結果収入が高まることによりコスト削減を目指す。

○ごみの発生抑制と再資源化の推進

国立市のごみ処理計画では、平成 22 年度の目標値として、1 人 1 日当たりのごみ量を、874.3 g（平成 12 年度対比で 10%削減）としている。現状では、平成 19 年度の実績で前年比 3.1%減の 910.3 gであり、一定の成果が上がっているが、目標クリアまでは、あと 36g の減が必要である。

そこで、平成 21 年度の実績として、引き続きごみ減量の啓発を行うことや事業所に対する指導の更なる徹底に加え、経済的誘導策の導入検討を行い、1 人 1 日当たりのごみ量の目標値を下回るよう取組を推進する。

また、ごみ分別の徹底を図ることにより、資源化率の向上を目指す。

(5) 総コストを削減し成果の維持を目指す施策

○高齢者の自立の支援

介護予防事業の推進、見守りネットワークの強化、きめ細かな相談体制の構築などにより高齢者の自立支援を推進する。また、「第三次地域保健福祉計画」の着実な推進を図るため、地域保健福祉計画推進協議会などで第三者評価を行っていく。

なお、近隣市の水準等を比較考量し、本人負担金の適正な水準について検討する。

○スポーツ・レクリエーションの推進

少子・高齢社会の中で、市民の健康づくりや地域社会の活性化につながる事業展開をする。また、多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむための環境づくりと、体育施設のより使いやすい運用に努める。

なお、スポーツ施設の利用料については、施設の維持管理費や近隣市の水準、民間の類似施設の利用料金などと比較考量し、適正な水準について検討する。

○交通安全の推進

関係機関・団体と連携し、高齢者や児童を含め交通安全に関する啓発と交通安全教育に努める。

なお、自転車駐車場の使用料については、施設の維持管理費や近隣市の水準などと比較考量し、適正な水準について検討する。

○下水道の整備

引き続き雨水流出抑制と良好な水環境の整備に努める。また、基準外の繰出金があることから、近隣市の水準等を比較考量し、下水道使用料の適正な水準について検討する。

○その他個別事業

各事務事業について、事務の効率性などを再点検し、成果を維持しつつコストを削減する方策を検討する。